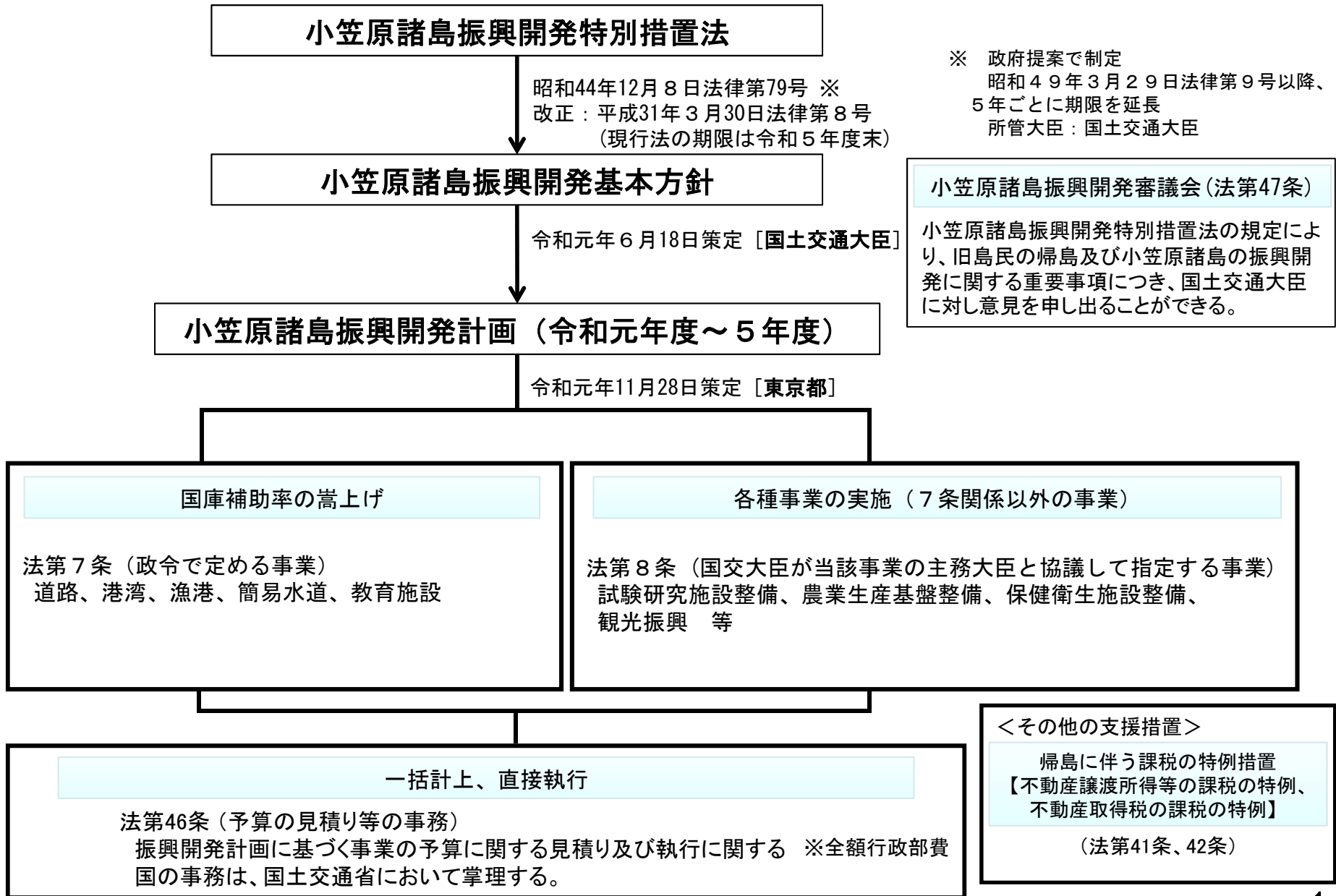


小笠原諸島振興開発制度の概要

- ・小笠原諸島振興開発事業のスキーム P1
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法 P2
- ・小笠原諸島振興開発基本方針の概要 P3
- ・小笠原諸島振興開発計画の概要 P4
- ・小笠原諸島振興開発補助金 P5-P6
- ・旧島民の帰島促進 P7
- ・法改正の経緯 P8
- ・【参考】小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の
暫定措置等に関する法律 P9

小笠原諸島振興開発のスキーム



小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）

小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情に鑑み、小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もって小笠原諸島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的とする。〔§1〕

◇ 基本理念等

- 基本理念〔§2〕
- 国及び地方公共団体の責務〔§3〕
- 定義〔§4〕

◇ 小笠原諸島振興開発計画等

- 基本方針の策定(国)〔§5〕
- 小笠原諸島振興開発計画の策定(東京都)〔§6〕
- 国庫補助率のかさ上げ〔§7〕
- 指定事業の補助〔§8〕
- 経理の分別〔§9〕
- 地方債についての配慮〔§10〕

◇ 産業振興促進計画等

- 産業振興促進計画の作成(小笠原村)・認定(国)〔§11〕
- 旅行業法の特例〔§18〕
- 補助金適正化法の特例〔§19〕
- 中小企業者に対する配慮〔§20〕

◇ 小笠原諸島振興開発審議会

- 審議会の設置、権限、組織等
- 小笠原諸島振興開発に関して講じた施策の審議会への報告〔§49〕

◇ その他の特別措置（配慮規定等）

- 土地改良法の特例〔§21〕
- 農用地開発のための交換分合〔§22〕
- 国有財産の譲与〔§23〕
- 交通の確保等〔§24〕
- 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実〔§25〕
- 農林水産業その他の産業の振興〔§26〕
- 就業の促進〔§27〕
- 生活環境等の整備〔§28〕
- 介護給付等対象サービス等の確保等〔§29〕
- 高齢者の居住用施設の整備〔§30〕
- 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減〔§31〕
- 医療の充実〔§32〕
- 自然環境の保全及び再生〔§33〕
- 再生可能エネルギー源の利用の推進等〔§34〕
- 防災対策の推進〔§35〕
- 教育の充実等〔§36〕
- 地域文化の振興等〔§37〕
- 観光の振興及び地域間交流の促進〔§38〕
- 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保〔§39〕
- 生活再建資金〔§40〕
- 帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例〔§41〕
- 帰島に伴う不動産取得税の課税の特例〔§42〕
- 土地の利用〔§43〕
- 助言、勧告又は指揮監督〔§44〕
- 権限の委任〔§45〕
- 予算事務の所管〔§46〕

◇ 雑則・附則等

- 平成36年3月31日限りで失効〔§附則2〕

小笠原諸島振興開発基本方針の概要

小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

振興開発の意義

小笠原諸島は、東京から南へ1,000Km離れた太平洋上に位置し、国境離島として我が国の排他的経済水域の約3割を確保している地域であり、この地域で住民が暮らし、実際に諸活動を営んでいることが、我が国の安全の確保や排他的経済水域等の保全、自然環境の保全・再生や文化の継承等の役割を果たしていくこととなる。このため、交通アクセスの改善等の諸課題を解決し、その自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることが重要である。

振興開発施策の方向

(1) 生活環境の整備・産業の振興による定住の促進

- ◆ 復帰50年を経て、高齢化の進展を踏まえた保健、福祉及び医療の充実。
- ◆ U・Iターンを含む若い世代の定住促進に向けた住宅の確保や簡易水道、学校施設等の老朽化対策、災害対策等を含めた社会資本の整備等に取り組む。
- ◆ 小笠原諸島の気候等の特性に即した農業、漁業の振興を図るとともにエコツーリズム等の地域資源を生かした観光振興により、雇用機会を確保する。

(2) 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備による利便性の確保

- ◆ 住民及び観光客の唯一の交通手段である定期船「おがさわら丸」等については、その安定的な運航の確保に向けた港湾施設等の整備を推進する。
- ◆ 島内道路等の整備により利便性の向上を図る。
- ◆ 航空路に関しては、離島航空路線が住民の生活路線であること等に鑑み、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、航空路の開設を含め、必要となる取組に努める。

(3) 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

- ◆ 世界遺産委員会の決議を踏まえた外来種対策や開発における適切な環境配慮等、自然と調和・共生する取組を進める。
- ◆ 住民が居住し観光客が来島する父島、母島においても、世界自然遺産の区域が大部分を占めていることを踏まえ、教育・普及啓発活動の充実に取り組むなど、小笠原らしい貴重な自然環境の継承を図る。
- ◆ 世界自然遺産としての知名度を活用し、小笠原諸島における自然との調和・共生の取組を内外に発信する。

小笠原諸島の振興開発を図るための基本的事項

1 土地の利用に関する基本的事項

2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的事項

- ◆ 航空路の開設に関して、国は東京都と小笠原村との連携を強化し、情報の共有に努め、技術面での助言を行うなど必要となる取組に努める。

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的事項

4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的事項

5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的事項

- ◆ 関係機関の連携のもと、定住者の住宅確保に向けた取組を推進。

6 保健衛生の向上に関する基本的事項

7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的事項

8 医療の確保等に関する基本的事項

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的事項

- ◆ 希少野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種の防除、国立公園の適正な保全及び利用等を推進。

10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的事項

11 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的事項

12 教育及び文化の振興に関する基本的事項

13 観光の開発に関する基本的事項

- ◆ 世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、自然環境、歴史、文化等の地域資源を生かしたエコツーリズム及びエコツアーガイド制度の推進や、質の高いガイドの育成に向けた取組等を推進。

14 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的事項

15 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的事項

16 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的事項

17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的事項

- ◆ 帰島阻害要因等の把握に引き続き努める。

小笠原諸島振興開発計画の概要

計画の基本的事項【第1章】

〔策定意義〕 今後の小笠原諸島の振興開発の基本的方針と施策の方向を明確化し、振興開発事業を積極的に推進

〔位置付け〕 小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、都が定める法定計画

〔計画期間〕 令和元年度～令和5年度までの5年間

計画のポイント

- 引き続き、生活環境・産業基盤等の整備を確実に実施
- おがさわら丸のドック期間中の代替船について、確保に向けた支援を実施
- 実現可能な航空路案のとりまとめに向け、課題の整理、検討を推進
- 老朽化した小笠原住宅、保育施設・村民会館、小・中学校の建替え等を計画的に推進
- 母島においてゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組を実施

振興開発の成果と課題【第2章】

これまでの成果

- おがさわら丸、ははじま丸の新船建造（平成28年7月から就航）
- 生活・交通・産業基盤の整備は相応の成果

今後の課題

- 産業
 - ・本土からの遠隔性等により、産業発展にとって不利
- 自然環境
 - ・外来種の侵入などが希少な自然環境に影響
- 交通アクセス
 - ・片道所要約24時間、約6日に1便の航路に限定
 - ・航空路開設に関し、課題の整理・検討が必要
- 生活環境
 - ・保健・医療・福祉の充実
 - ・施設の老朽化、ライフライン安定維持、防災対策

基本的方針【第3章】

基本的方針

特措法に基づき、国から示された小笠原諸島振興開発基本方針における施策の方向の下、振興開発事業を進め、住民生活の安定・福祉の向上、定住の促進を図り、自立的発展を目指す。

施策の方向

- 生活環境の整備・産業の振興による定住の促進
- 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備による利便性の確保
- 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

分野別振興開発事業計画【第4章】

1 土地の利用

- ・地籍調査の推進等による土地の有効活用、土地利用等に関する検討

2 道路や港湾等の交通施設の整備、人の往来等に要する費用の低廉化

- ・おがさわら丸のドック期間中の代替船確保に向けた支援を実施。併せて、ははじま丸のドック期間中の代替船老朽化への対策を検討
- ・航空路の開設については、必要な調査を引き続き実施するとともに、関係者と議論を深め、実現可能な航空路案の取りまとめに向け、課題の整理、検討を推進
- ・道路の継続的な改良・整備により安全性・快適性等を向上

3 農林水産業、商工業等の産業の振興開発

- ・生産基盤の整備や技術の改善・普及等により農水産業を振興
- ・他産業との連携による小笠原ブランドの定着・普及

4 雇用機会の拡充、職業能力の開発

- ・生産基盤の整備や研修施設等の活用により、新規就業者を確保・育成

5 住宅、生活環境の整備

- ・住宅政策を検討し、老朽化した小笠原住宅の建替えを計画的に推進
- ・老朽化した浄水場の建替え(母島)、湯水対策として第2原水調整池の整備(父島)
- ・資源化中継施設の整備によるごみの一層の減量化・リサイクルの徹底の推進

6 保健衛生の向上

- ・医療・福祉との連携体制の強化・充実、健康診査等の継続的な受診機会の確保

7 医療の確保

- ・画像電送システムの更新により、へき地での診療活動を一層充実

8 高齢者の福祉その他の福祉の増進

- ・保健・医療との連携体制の強化・充実
- ・老朽化した保育施設・村民会館の建替えを実施(母島)

9 自然環境の保全・再生、公害の防止

- ・固有動植物の保全や植生回復等への取組、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業の実施
- ・関係機関等と連携して外来種対策等を実施

10 再生可能エネルギー源の利用

- ・太陽光発電等の積極的活用
- ・ゼロエミッションアイランドの取組の一環として、母島において実証事業に向けた調査を実施

11 防災、国土保全に係る施設の整備

- ・避難支援体制の強化、防災教育等による地域防災力の向上
- ・砂防、地すべり対策等の防災・国土保全施設を引き続き整備

12 教育・文化の振興

- ・老朽化した小・中学校施設の建替えを実施(父島)
- ・都立小笠原高校における一層の教職員の体制整備
- ・民族文化等の研究拠点としての活用とその成果の発信を検討

13 観光の開発

- ・関係機関と連携し、小笠原諸島の魅力を継続的に発信
- ・観光施設整備事業を継続的に支援
- ・産業振興促進計画認定制度の活用を検討

14 国内・国外の地域との交流の促進

- ・教育旅行等の更なる誘致
- ・友好市町村との交流、新たな交流プログラムの開発検討

15 振興開発に寄与する人材の確保・育成

- ・地元への愛着と創意工夫により地域づくりを担う人材を育成

16 関係者間における連携・協力の確保

- ・多様な主体が連携・協力し、それぞれの特性や役割を生かした主体的な取組を推進

17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

- ・高齢化した帰島を希望する旧島民の受入れに対応し、高齢者の状況に配慮した環境を整備
- ・硫黄島・北硫黄島においては定住が困難なため、父島・母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施

小笠原諸島振興開発補助金(国庫補助率の嵩上げと振興開発事業予算の一括計上)

○小笠原諸島振興開発特別措置法において、振興開発事業における国庫補助率の嵩上げ措置が規定されている。

主要事業における補助率の比較

事業名	小笠原	内地
道路事業	6/10	5.5/10
港湾事業		
外郭施設の改修	9/10	4/10
係留施設の改修	6/10	4/10
漁港		
外郭施設の修築	9/10	2/3
係留施設の修築	2/3	5/10
簡易水道		
水道施設の新設又は増設	5/10	1/4~4/10
教育施設		
小中学校の整備	2/3	5/10

○小笠原諸島振興開発事業予算の国土交通省への一括計上

小笠原諸島振興開発事業の予算については、小笠原諸島振興開発計画に基づく事業が円滑に遂行されるようにするため、小笠原諸島振興開発特別措置法の規定に基づき、昭和44年度以降自治省の予算に一括計上されることとなった。

※現在は、国土交通省予算に一括計上

小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)

(振興開発計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第46条 振興開発計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行に関する国の事務は、国土交通省において掌理する。

小笠原諸島振興開発補助金(令和4年度第2次補正予算及び令和5年度当初予算対象事業)

小笠原諸島の特性を最大限に生かし、地域の主体的な取組を支援



World Natural Heritage Ogasawara Islands
世界自然遺産
小笠原諸島

島民・観光客の安全確保のための防災施設の整備、世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備に係る取組等を支援。

小笠原諸島振興開発事業費補助(ハード事業)

農業・水産業基盤整備

農業・水産業振興

自然公園・都市公園

道路整備

簡易水道

し尿処理施設整備

港湾整備

(事業例)
老朽化対策及び地震や津波による被害低減を図るため、二見港の岸壁改良等を行う。



二見港 (父島)

小中学校整備

(事業例)
教育環境の改善を図るため、建設後45年以上経過し、老朽化した小中学校の改築を行う。



小笠原小中学校 (父島)

保育施設整備

(事業例)
保育環境の改善を図るため、建設後45年以上経過し、老朽化した母島保育園の改築を行う。



母島保育園 (母島)

小笠原諸島振興開発費補助金(ソフト事業)

診療所運営

医療施設の運営支援(唯一の医療機関である診療所の運営に対する支援を行う。)



小笠原村診療所



病虫害等防除対策

指定病虫害であるミカンコミバエの再侵入警戒調査やアフリカマイマイの防除・試験研究等を行う。

各種調査(観光関係)

旧島民の帰島促進

背景・趣旨

- 小笠原諸島は、昭和19年の強制疎開以来、昭和43年の日本復帰までの約24年間、ほとんどの旧島民は帰島できなかった。
- このような歴史を持つのは、日本では小笠原だけであり、復帰以降、法の目的の1つに「旧島民の帰島促進」が掲げられ、帰島を希望する旧島民に対し支援を行っている。

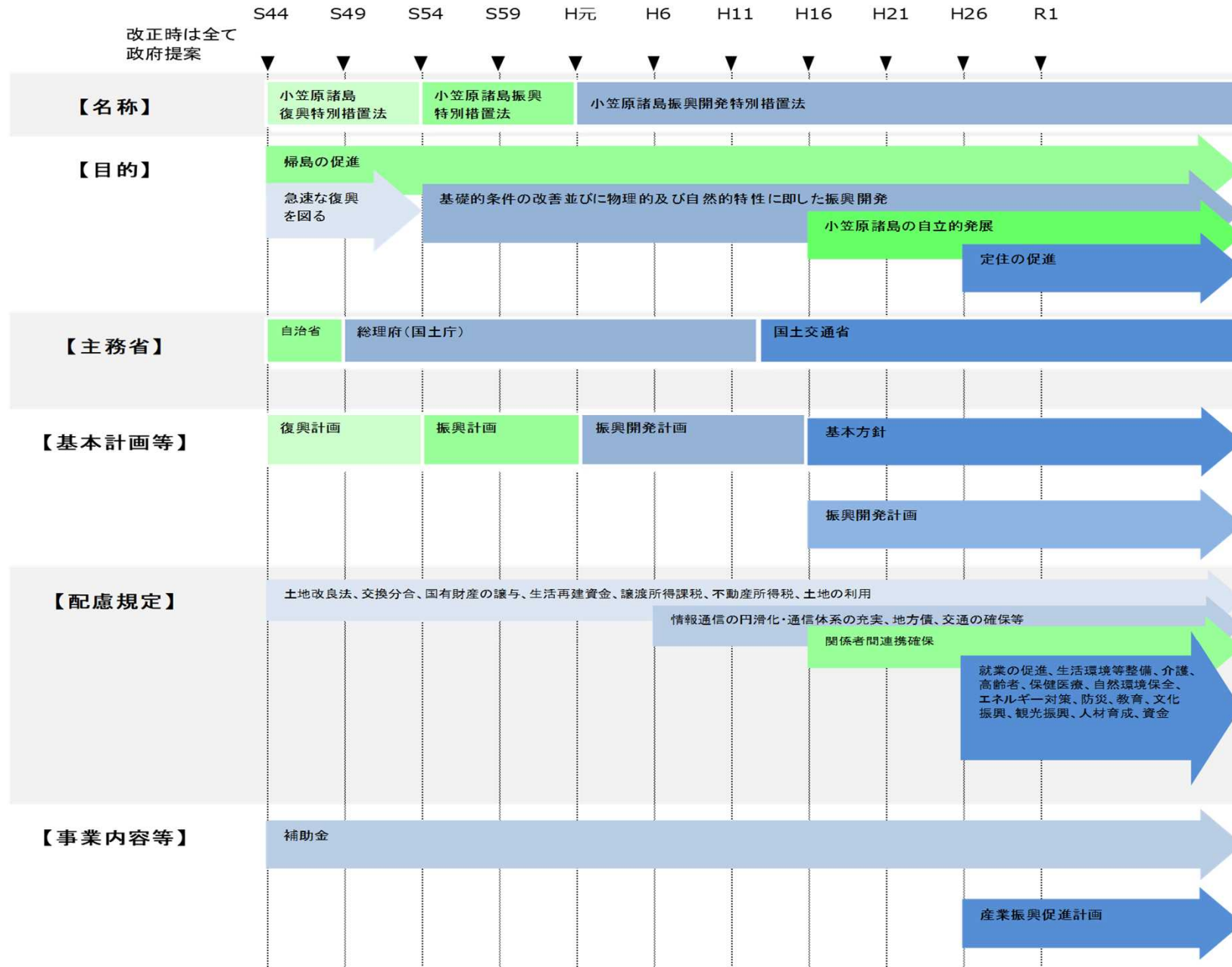
帰島促進施策

- 帰島促進税制
 - ＜譲渡所得等の課税の特例＞（所得税・個人住民税）
帰島者が、その移住する日の属する年に所有する資産で小笠原諸島以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合の譲渡所得（長期譲渡所得、短期譲渡所得、山林所得、譲渡益）に係る特別控除（1,500万円）
 - ＜不動産取得税の課税の特例＞
 - ①帰島者が小笠原諸島へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から2年以内に小笠原諸島において不動産を取得した場合、その不動産の課税標準の算定について譲渡した不動産の固定資産台帳価格までの金額を控除
 - ②小笠原諸島に家屋を有していた旧島民で、当該家屋を残して離島したもの（又は一般継承人）が小笠原への移住に伴い小笠原諸島で離島前の家屋と同種の家屋を取得した場合の不動産取得税の課税標準の算定については、譲渡した不動産の固定資産台帳価格までの金額を控除
- （対象）昭和19年に本土に疎開した旧島民本人、子、孫及びこれらの配偶者
- 生活再建資金の貸付制度（東京都）
東京都において、生活再建に必要な資金を貸し付けることにより、帰島民の援護を図っている。なお、特別会計を設け、原資の運用により、事業を実施している。
（貸付実績）S44-53:257百万円、S54-63:704百万円、H元-10:575百万円、H11-20:229百万円、H21-25:25百万円、H26-27:13百万円
- 東京都公営住宅の賃貸制度、引越費用に対する補助制度（東京都）
- 集団移転に類する措置（東京都・小笠原村）
小笠原諸島振興開発審議会における硫黄島問題に関する意見具申（S59）を踏まえ、一時宿泊所（父島）及び農業団地（母島）を整備

旧島民意向調査

- S43年度、H15年度、H20年度及びH24年度に、旧島民の帰島に関する意向調査（アンケート）を実施
（S43年度は「小笠原引揚者の意識調査」という名称）
- 対象は、①強制引揚者本人及びその配偶者、②強制引揚者の子供及びその配偶者、③強制引揚者の孫及びその配偶者

小笠原諸島振興開発特別措置法の変遷



【参考】小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

(昭和43年法律第83号)

小笠原諸島の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置その他必要な特別措置を定めるものとする。〔§ 1〕

◇ 総則

- 国及び地方公共団体の責務〔§ 2〕

◇ 法令の適用の暫定措置

- 最高裁判所裁判官の国民審査及び公職の選挙に関する暫定措置〔§ 3〕
- 国民年金の特例〔§ 4〕
- 労働者災害補償保険及び失業保険の特例〔§ 5〕
- 合衆国軍隊関係離職者に対する特例〔§ 6〕
- 農地法の施行停止〔§ 7〕
- 必要な暫定措置等の政令への委任〔§ 8〕

◇ 権利の調整等

- 賃借権の設定〔§ 9〕
- 賃借権に係る裁判〔§ 10〕
- 国有地の貸付け又は交換〔§ 11〕
- 使用権の設定〔§ 12〕
- 旧小作地に係る特別賃借権の設定〔§ 13〕
- 特別賃借権に係る解約の制限等〔§ 14〕
- 旧小作地についての賃借権に係る裁判〔§ 15〕
- 小笠原諸島周辺の海域における漁業の操業制限〔§ 16〕
- 鉱業権の設定の出願に関する特例〔§ 17〕

【改正経緯】

- S46.12 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律27条による改正
- S49.6 国土庁設置法附則30条による改正
- H10.10 国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律附則15条による改正
- H11.7 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律173条による改正
- H23.5 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律91条による改正

◇ 村の設置

- 村の設置〔§ 18〕
- 旧村の権利義務の帰属〔§ 19〕
- 設置選挙の特例〔§ 20〕
- 機関の特例〔§ 21〕
- 議会の議員及び長の任期の特例〔§ 22〕
- 条例の制定手続の特例〔§ 23〕
- 議決事項の特例〔§ 24〕
- (小笠原村の組織及び運営に関し必要な事項の)政令への委任〔§ 25〕

◇ 現地における行政機関の設置

- 小笠原総合事務所の設置〔§ 26〕
- 職員〔§ 27〕
- 指揮監督〔§ 28〕
- (小笠原総合事務所の組織及び運営等に関し必要な事項の)政令への委任〔§ 29〕

◇ その他

- 現地住民の採用〔§ 30〕
- 国及び地方公共団体の施設等の供用〔§ 31〕
- 負担金、補助金等の特例〔§ 32〕
- 国有の財産の譲与等〔§ 33〕
- 緊急事業のための土地の使用〔§ 34〕
- 土地の形質の変更等の制限〔§ 35〕
- 復興法の制定〔§ 36〕
- 罰則〔§ 37～§ 39〕